

資料 1

令和 8 年度岩手県管理期保健師研修  
事業委託

企画コンペ実施要領

令和 8 年 4 月  
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県管理期保健師研修事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

## 1 業務内容

- (1) 業務件数及び数量 「令和8年度岩手県管理期保健師研修事業委託」一式
- (2) 業務の仕様等 資料2「委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算額 411千円以内（税込）

## 2 企画コンペ参加者の資格に関する事項

本事業に関する参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始申立てををしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てををしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限または文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。
- (5) 過去に、元請とし、国若しくは地方自治体（以下、「国等」という。）の看護職員の研修に係る事業を受託し、かつ、適正に執行した実績を有する者であること。

## 3 企画コンペに関する手続

- (1) 担当課  
岩手県保健福祉部健康国保課  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
電話：019-629-5487 FAX：019-629-5474  
メールアドレス：AD0003@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の交付  
企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。  
なお、郵送による交付、企画コンペ担当課における直接交付は行わない。  
※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」  
→ 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

資料 1	企画コンペ実施要領（本書）
資料 2	委託仕様書
資料 3	企画提案書作成要領
資料 4	企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間

令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メール又は FAX により担当課あて提出すること。

ウ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめ、令和 8 年 5 月 1 日（金）に岩手県ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

企画コンペ参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を担当課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 【様式 1-2】企画コンペ資格確認申請書</li> <li>(イ) 【様式 1-3】会社概要及び過去 3 年間の主な国若しくは地方自治体の看護職員の研修受託実績（パンフレット等でも可）</li> <li>(ウ) 直近の財務諸表</li> <li>(エ) 【様式 1-4】受付票</li> <li>(オ) 企画コンペ参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型 3 号封筒に企画コンペ参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物 110 円の切手を添付したもの）</li> </ul> |
|--|

イ 提出期限

令和 8 年 5 月 11 日（月）午後 5 時〔必着〕

(ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に担当課に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は書留とし、期日までに担当課に必着のこと。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに郵送により書面で通知する。

エ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「3 (4)イ提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すことがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める審査の実施日までに、参加

資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時

(イ) 提出場所 3の(1)に同じ。

(ウ) 提出方法 持参又は郵送による。

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和8年6月1日(月)までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 6部（正本1部・副本5部）

ウ 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時（必着）

エ 提出先 岩手県保健福祉部健康国保課（住所等は上記「3(1)担当課」を参照）

オ 提出方法 持参又は郵送による

(ア) 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、書留郵便等、配達証明付書留郵便にて、担当課宛の進展でウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

(ア) 企画コンペ参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(ウ) 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

(エ) そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

(4)のウ及びエにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記1(4)の委託料の予算額を超えた提案

オ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペへの不参加

ア 企画コンペの参加資格を認められた者が「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案審査に参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-5】企画コンペ参加辞退届を担当課まで持参又は郵送により提出しなければならない（必着のこと）。

イ アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 4 委託候補者の決定方法について

### (1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

審査は書面審査とし、企画コンペ参加者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、提案等の内容が、上記「1 業務内容」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

### (2) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を選定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない時は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 5 契約の締結について

### (1) 契約書作成の要否 要

### (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

### (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「委託仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本事業の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

## 6 公正な企画コンペの確保について

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合等において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 7 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

### (2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

**【参考】スケジュール**

(1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限	4月27日(月)
(2) 質問事項に関する県の回答期限	5月1日(金)
(3) 「企画コンペ参加資格確認申請書」提出期限	5月11日(月)
(4) 参加資格に関する県の回答期限	5月15日(金)
(5) 「企画提案書」提出期限	5月20日(水)
(6) 企画提案選考委員会(書面審査)	5月22日(金)～5月28日(木)(予定)
(7) 契約締結	6月中旬(予定)